

令和2年4月17日(金)

保護者の皆様へ

海南市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業について

平素は、本市幼稚園運営にご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、4月16日(木)、内閣総理大臣から新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月6日(水)まで全国に拡大する発令がされたことに即し、本市教育委員会としましては本市立小、中、高等学校に加え、幼稚園についても下記の期間、臨時休業とさせていただきますのでご了解ください。

保護者の皆様にあつては、できる限りご家庭等で子供たちが過ごせるようご配慮のほどよろしく申し上げます。

なお、保育の必要性の認定を受けた園児については、これまでと同様に「預かり保育」を実施しますので、可能な限りマスクを着用させるなど対策のうえ、登園させてください。ただし、給食は停止しておりますので、昼食のご用意をお願いします。

また、認定を受けていない園児についても緊急な事由等で保育が必要となった場合は、各園までご相談ください。

記

1 臨時休業期間 4月20日(月)～5月6日(水)

2 臨時休業中のお子様について

- ・ご家庭でも、健康観察(検温、咳等の症状の確認)をお願いします。
- ・休業中は、不要不急の外出等を控えるなど感染リスクの回避に努めてください。

※ 各小・中・高等学校の保護者の皆様宛として、4月16日(木)に海南市教育委員会から臨時休業延長について文書にてお知らせし、その中で幼稚園の保育について通常どおりである旨お伝えしておりましたが、この度の緊急事態宣言により変更となりますので、ご了解願います。